

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 山梨県

(氏 名) A

上記被審人に対する平成30年度(判)第18号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金79万5000円
- (2) 課徴金の納付期限 平成31年3月29日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年1月28日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

## 第1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所JASDAQ市場（以下「JASDAQ市場」という。）に上場されている株式会社ソフトフロント（平成28年8月1日株式会社ソフトフロントホールディングスに商号変更。以下「ソフトフロント」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年6月13日午前9時34分頃から同日午前9時48分頃までの間及び同日午前10時2分頃から同日午前10時5分頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、自己の同族会社であるD社名義の証券口座を用いて、最良買い気配又はその下値に買い注文を大量に発注した後、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計4万3000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万2000株を買い付ける一方、同株式合計5万4000株を売り付け、
- (2) JASDAQ市場に上場されている株式会社アジアゲートホールディングス（以下「アジアゲート」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年7月15日午前9時9分頃から同日午前9時46分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社を介し、D社名義の証券口座を用いて、前記同様の方法により、同株式合計2万株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万株を買い付ける一方、同株式合計6万5000株を売り付け、  
もって、自己の計算において、ソフトフロント及びアジアゲート各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行ったものである。

## 第2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第176条第2項、第185条の7第15項、第159条第2項第1号、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

## 第3 課徴金の計算の基礎

別表に掲げる事実につき

## 1. ソフトフロント株式に係る違反行為期間アの取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、25,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量5,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(250円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量20,000株を加えた25,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(25,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(251 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 252 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株})$$

$$- (250 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株} + 251 \text{ 円} \times 4,200 \text{ 株} + 252 \text{ 円} \times 800 \text{ 株})$$

$$= 39,200 \text{ 円}$$

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額39,200円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

(3) 法第185条の7第15項の規定により、上記(2)で計算した額を1.5倍し、45,000円となる。

## 2. ソフトフロント株式に係る違反行為期間イの取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、29,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量7,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(264円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量22,400株を加えた29,400株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（29,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (265 \text{ 円} \times 14,400 \text{ 株} + 267 \text{ 円} \times 4,600 \text{ 株} + 270 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \\ & + 271 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & - (264 \text{ 円} \times 29,000 \text{ 株}) \\ & = 93,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（29,400株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（29,000株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（718円）に当該超える数量400株（29,400株－29,000株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (718 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) \\ & - (271 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) \\ & = 178,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 272,000円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、270,000円となる。
- (3) 法第185条の7第15項の規定により、上記(2)で計算した額を1.5倍し、405,000円となる。

### 3. アジアゲート株式に係る取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、65,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量40,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（107円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数

量 43,500 株を加えた 83,500 株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（65,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (107 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 108 \text{ 円} \times 21,500 \text{ 株} + 109 \text{ 円} \times 34,500 \text{ 株} \\ & + 110 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株}) \\ & - (107 \text{ 円} \times 61,000 \text{ 株} + 109 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株} + 110 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) \\ & = 105,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（83,500 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（65,000 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（114 円）に当該超える数量 18,500 株（83,500 株 - 65,000 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (114 \text{ 円} \times 18,500 \text{ 株}) \\ & - (107 \text{ 円} \times 18,500 \text{ 株}) \\ & = 129,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 235,400 円となる。

- (2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、230,000 円となる。

- (3) 法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、上記(2)で計算した額を 1.5 倍し、345,000 円となる。

4. 上記、1. ないし 3. により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & 45,000 \text{ 円} + 405,000 \text{ 円} + 345,000 \text{ 円} \\ & = 795,000 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

(別表)

## 違反行為状況

### 1. 株式会社ソフトフロント

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
期間ア	平成28年6月13日 午前9時34分28秒 ~ 平成28年6月13日 午前9時48分47秒	B証券	0	15,000	25,000	5,000
		C証券	0	15,000	0	0
期間イ	平成28年6月13日 午前10時2分59秒 ~ 平成28年6月13日 午前10時5分54秒	B証券	0	13,000	29,000	7,000
		合計	0	43,000	54,000	12,000

### 2. 株式会社アジアゲートホールディングス

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
	平成28年7月15日 午前9時9分1秒 ~ 平成28年7月15日 午前9時46分38秒	B証券	0	20,000	65,000	40,000